

議案第13号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び
青森県市町村総合事務組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成29年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から八戸市階上町田代小学校中学校組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合同約を次のとおり変更するものとする。

平成29年3月2日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

青森県市町村総合事務組合の構成団体である八戸市階上町田代小学校中学校組合が、平成29年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第8号の項及び第9号の項中「、八戸市階上町田代小学校中学校組合」を削る。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。